

研究ノート

道徳性発達研究会が開発したモラルジレンマ教材の研究(3) —小学校と中学校におけるモラルジレンマの型と 扱われた道徳的価値(内容項目)—

Study of Moral Dilemma Teaching Materials developed by The Study Group of Moral Development (3) —Type of Moral Dilemma and Moral Values contained in Elementary and Junior High School—

荒 木 紀 幸*
Noriyuki Araki

道徳性発達研究 第14巻 第1号 2020 51-63. 日本道徳性発達実践学会

校了後に、宇佐美論文への批判レポートを発見した。以下に資料として挿入追加する。それは、静岡大学 藤井基貴氏のブログ「成長する道徳くん2008」、道徳教育の研究レポート課題 課題2『道徳の教材』。05.11456. 2008. 8. 11. に掲載された佐藤巨崇(宇佐美氏のモラルジレンマ授業、『この子のために』への批判に対する反論)氏のレポートである。本文60頁、右段、註4、から6行目の終了後に、挿入する。

なお、この論文は、「道徳性発達研究会が開発したモラルジレンマ授業に係わる683個の文献資料集(2022)」の資料No.676、677にも対応している。

1. 概要

本講は、2008年前期に行なわれた『道徳教育の研究』のレポート課題である。「道徳教育に用いる教材としての適切なものとは何か」「教材の使い方は、どうあるべきなのか」について、講義で配付された資料、及び講義内容を主な参考としながら調べたこと・考察したことをまとめ、私の私見を述べたものである。2節では、現在道徳教育に用いられている(あるいは、)過去に用いられていた教材について、講義資料の宇佐美寛氏の批判や講義での私たち学生の考察を下に、その問題点をまとめる。3節、4節で、教材の在り方・使われ方に関する私の私見を述べる。なお参考として、文献(Webサイトである)は最終頁にまとめてあげてある。ただし、講義で配布されたプリントはこの参考文献の一覧には記載していない。これらの資料から、宇佐美氏の著書や道徳の教科書の文章を引用している場合は、『(講義資料より)などとした。』

2. 道徳教材の問題点

「きつねとブドウ」、「手品師」を扱う(略)。

3. 問題のある教材は「駄目」なのか

では、これらの文章には、「疑問が出てくるが解決しない・疑問が出てこないように誘導する」という問題点があるが、それはそのままでは全く駄目なのだろうか？

このことを考えるために、講義資料として配付された宇佐美寛氏の批判について、もう少し詳しく考えてみる。氏の批判は全て正しくて、道徳の教材には問題点ばかりで、全く「駄目」なのであろうか。

講義資料として配付された『「道徳」授業をどうするか』『「価値葛藤は迷信である」』における氏の批判は、論理的である一方で、非常に感情的である。「これでどうだ！こんなに駄目じゃないか！何か文句を言ってみろ。！！」と言わんばかりの、読者をも責め立てるような文体からは、少なくともこの批判が感情的な部分を含むものであるという印象を受ける。そこで、氏の批判に

* 兵庫教育大学名誉教授

も問題点がないかどうかについて、冷静になって判断をしなければならないだろう。

そうして改めて氏の批判をよく見てみると、やはり全く問題のない意見というわけではなさそうである。例えば、『「価値葛藤は迷信である」』において、「モラルジレンマ」への批判として「ジョーンズ氏の裁判の記録」の文を例にとり、この文章の問題点を列挙しているが、氏は先ず「突然」「男」「すべき」ではなく“すべし”などというように、言葉遣いや文法の指摘から始めていく。もちろん、「道徳」の授業は「国語」の授業ではないとは言え、文法的に、あるいは文学的に大きな誤りや低レベルな表現を含む文章を読ませて良いと言うわけではない。が、それは「モラルジレンマ」の批判ではないのであって、「価値葛藤は迷信」と銘打ってスタートした文章が、のっけからこれでは少々論点がずれているのではないか。

また、この例文は冒頭に書かれているように「文学作品」ではなく裁判の「記録」である。そして登場人物の名がジョーンズ・マイクであることから明らかなように、日本で起きた事件でない。そう考えれば、間延びした文体は、英語をなるべく原文に忠実に日本語訳しようとした結果であると考えるのが適当であろう。英語の直訳しようとするほど、日本語として冗長で間延びした文になりがちであるが、裁判の「記録」である以上、下手に訳者感情や個人的解釈を混ぜ込んだ意識をするよりは適切だと考えられる。(もっとも、氏は2人の名が横文字であるというだけでは、日本で起きた事件が米国で起きた事件かは「完全には」判断できないという立場のようだが)。そういった文章に、文法や文章表現の問題点から切り掛かり、『このようにモラルジレンマ資料はフェアでない』(資料より抜粋)という結論を導くのは、少々強引であると思われる。そして、このように「この文は間延びしている・テンポが悪い」と言う批判をした直後の意見では、氏は次のように述べている：『なぜタクシー

でなく、パトカーを呼ばなかったのか』『なぜ救急車を呼ばなかったのか』『ジョーンズは、むしろ法を尊重しているのである。このような、特別の同情すべき事情がある軽度の違法行為なら、示談で済み、もちろん起訴はされない。かりに起訴されても無罪になる。さらにまかり間違っても有罪であっても執行猶予が付く。ジョーンズがここまで考えていれば、要するに全体としては法を尊重した行動なのである』(資料より)。これはさすがに「そんな馬鹿な」と思わずにはいられない批判である。このジョーンズ氏の文章の中には「父親は取り乱すことはなかった」とある。落ち着いて、冷静に対処したのである。それならパトカーや救急車を考えなかったわけがない。それらが来るのを待っている間に合わない判断したと考えるのが筋ではないだろうか。そして、「急がないと息子が死ぬかも知れない。救急車やパトカーを呼んでも来るのを待っている間に合わない。通りに出てタクシーを拾おうとしたが、走っていない」という状況下で、氏の言うようなことをそこまで考えてから人を殴る父親はいないであろう。もちろん、「息子の命と引き換えだ、殴ってあとで捕まってもそれは仕方がない」ということは考えたであろう。しかし決して「警察が来たらまず示談。裁判になってもまあ無罪だろう。有罪でも執行猶予付きだ。よし、問題ない。この男を殴ろう」と言うことを考えて殴るなどあり得ない。極めて非常識な思考経路である。この切迫した状況で示談や裁判やましては執行猶予にまで考えを巡らせた上で人を殴る父親がいるとしたら、それこそ「間延びした」父親であるというべきではなかろうか。

氏がこのように述べたのは、この文章を教材に選んだ人物が「ジョーンズの行動に賛成」「反対」と「生命尊重」「遵法」とを対応させ、この二つをジレンマの関係に位置づけて扱うことを「ねらい」としていることへの批判のためだろうが、この批判の仕方はやはり強引であると言わざるを得ない。